

交通安全情報 70 (平成30年6月28日号)

自転車の安全利用について (自転車安全利用5則)

自転車は誰もが運転できる便利な乗り物です。次のことを守り、安全に運転しましょう。

●自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は車の仲間です。車歩道の区別があるところは車道通行が原則です。



●車道は、左側を通行

道路の左端によって通行しなければなりません。

●歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道ではすぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



●安全ルールを守る

飲酒運転禁止・二人乗り禁止・並進禁止・夜間はライト・信号を守る・交差点での一時停止と安全確認 など

●子どもはヘルメットを着用

児童が運転、幼児が同乗するときなどは、ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

平成30年4月1日 北海道自転車条例が施行されました。

■目的

自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資する。

■自転車利用者の責務 (第5条)

- ①関係法令の遵守、歩行者・自動車に十分配慮した利用、必要な点検整備に努める。
- ②乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着に努める。
- ③自転車を利用する際に自然環境の保全への配慮に努める。
- ④冬期における道路状況を考慮した適正な器材の装着等に努める。

■自動車等運転者の責務 (第6条)

- ①自動車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるように配慮する。
- ②自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行をするよう努める。

■自転車損害賠償保険等の加入促進 (第16条)

自転車損害賠償保険等への加入に努める。等

■学校等における自転車交通安全教育の推進 (第18条)

- ①学校(幼稚園を除く。)の長は、児童・生徒・学生への自転車交通安全教育を行うよう努める。
- ②保護者は、幼児・児童・生徒への自転車交通安全教育を行うよう努める。

※夏の交通安全運動 北海道実施要綱より抜粋

